

務	00	01	5 年
(令和12年 3 月末まで保存)			

運 免 第 1 0 6 5 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「運転免許試験実施要領」の制定について

道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第32号。）（第 4 条関係）、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第335号）（第 1 条関係）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第97号）等により、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に関する規定が整備され、本年 3 月24日から施行されることとなった。

これらの改正内容を踏まえ、自動車運転免許試験実施規程（昭和39年 1 月20日本部訓令第 6 号）を改正するとともに、別添のとおり、新たに「運転免許試験実施要領」を制定し運用することとしたので、所属職員に周知し、事務処理上誤りのないようにされたい。

担当：運転免許課 試験・教習所係

令和7年3月24日施行

運 転 免 許 試 験 実 施 要 領

青森県警察本部交通部運転免許課
試験・教習所係

運転免許試験実施要領 目次

本文	頁
第1 目的-----	1
第2 用語の定義-----	1
第3 試験官-----	2
1 試験官の職務-----	2
(1) 主任試験官	
(2) 適性試験官	
(3) 学科試験官	
(4) 技能試験官	
2 試験官の指名の基準-----	2
(1) 主任試験官	
(2) 適性試験官	
(3) 学科試験官	
(4) 技能試験官	
第4 試験の場所及び試験日等-----	3
1 試験の場所-----	3
2 試験日、受付時間及び試験種類-----	3
3 技能試験等の一部免除事務に係る特例-----	3
第5 運転免許試験等の申請-----	3
1 運転免許申請書等の受理-----	3
(1) 新規受験	
(2) 併記受験	
(3) 限定解除審査	
(4) 仮運転免許受験	
(5) 特定失効受験	
(6) 特定取消受験	
(7) 再試験受験	
(8) 技能検査	
2 受験資格の確認及び申請の受理-----	4
(1) 受験資格の確認等	
(2) 申請の受理	
3 手数料の徴収-----	5
(1) 各種手数料の徴収時期	
(2) 各種手数料の納付書	
4 各試験要領の説明-----	6
第6 適性試験等-----	6
1 適性試験の実施-----	6
2 身体障害者等の安全運転相談等-----	6
(1) 身体障害者	
(2) 聴覚障害者	
(3) 一定の病気等に該当する疑いがある者	

第7	学科試験	7
1	学科試験問題の作成及び保管	7
2	学科試験問題の選定及び出題	7
3	学科試験の実施	7
	(1) 学科試験の説明	
	(2) 学科試験問題等の回収	
	(3) 学科試験の採点及び結果	
	(4) 合格発表等	
第8	技能試験	8
1	試験コースの作成及び指定	8
2	技能試験の実施	8
	(1) 技能試験の説明	
	(2) 技能試験の採点及び結果	
	(3) 合否発表等	
	(4) 技能試験の休止又は試験日の指定	
第9	実施結果報告	9

別表 各試験場における試験日等

様式

別記様式第1号	運転免許申請書（新規）
別記様式第2号	運転免許申請書（併記）
別記様式第3号	限定解除審査申請書
別記様式第4号	仮運転免許申請書
別記様式第5号	運転免許申請書（特別新規）
別記様式第6号	再試験受験申込書
別記様式第7号	技能検査申請書
別記様式第8号	受験票
別記様式第9号	受験資格調査表
別記様式第10号	路上練習申告書
別記様式第11号	運転免許試験手数料納付書
別記様式第12号	運転免許証等交付・記録手数料納付書
別記様式第13号	仮運転免許証交付手数料納付書
別記様式第14号	身体障害者適性試験（運動能力）申請書
別記様式第15号	身体障害者適性試験（運動能力）判断結果表
別記様式第16号	身体障害者適性試験（運動能力）判断表
別記様式第17号	学科試験問題選定表・技能試験コース番号指定表
別記様式第18号	学科試験問題出納簿
別記様式第19号	答案用紙
別記様式第19号の2	答案用紙
別記様式第20号	運転免許試験成績表
別記様式第21号	学科試験合否一覧表
別記様式第22号	運転免許試験合格証明書
別記様式第23号	技能試験成績表（場内）
別記様式第24号	技能試験成績表（路上）
別記様式第25号	技能試験採点結果報告書
別記様式第26号	自動車運転免許試験実施指定書
別記様式第27号	運転免許試験実施結果報告書

運転免許試験実施要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、青森県道路交通規則（平成10年青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）及び自動車運転免許試験実施規程（昭和39年1月20日本部訓令第6号。以下「試験実施規程」という。）のほか、青森県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年10月14日青森県公安委員会規則第9号）に基づき、青森県公安委員会の権限に属する運転免許試験等の事務及び青森県警察本部長が行う仮運転免許試験等の事務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

本要領における用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1 自動車等

自動車及び一般原動機付自転車をいう。

2 試験

自動車等の運転免許試験をいう。

3 適性試験

法第97条第1項第1号に規定する自動車等の運転に必要な適性について行う試験をいう。

4 技能試験

法第97条第1項第2号に規定する自動車等の運転に必要な技能について行う試験をいう。

5 学科試験

法第97条第1項第3号に規定する自動車等の運転に必要な知識について行う試験をいう。

6 技能検査

法第89条第3項に規定する検査をいう。

7 技能審査

法第91条、法第91条の2第3項及び府令第18条の5、同第18条の6に規定する限定解除審査のうち、試験車両を用いて行う審査をいう。

8 知識及び技能確認

令第34条の4第1項に規定する外国運転免許証を有する者に対する自動車等の運転について必要な知識に関する質問及び自動車等の運転に関する実技の確認をいう。

9 再試験

法第100条の2に規定する試験をいう。

10 指定教習所

法第99条第1項に規定する指定自動車教習所をいう。

11 届出教習所

法第98条第2項に規定する届出をした自動車教習所をいう。

12 特定免許情報

法第95条の2第2項に規定する免許情報をいう。

13 個人番号カード

「行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に規定する個人番号カードをいう。

14 免許情報記録個人番号カード

法第95条の2第4項に規定するその者に係る特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。

15 手数料

「青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年3月24日条例第101号）」に規定する運転免許に関する手数料をいう。

16 各試験場

青森県青森自動車運転免許試験場（以下「青森試験場」という。）、青森県弘前自動車運転免許試験場（以下「弘前試験場」という。）、青森県八戸自動車運転免許試験場（以下「八戸試験場」という。）及び青森県むつ自動車運転免許試験場（以下「むつ試験場」という。）をいう。

17 外国運転免許証

法第97条の2第3項に規定する自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証をいう。

第3 試験官

1 試験官の職務

試験実施規程第3条の規定により運転免許課長（以下「課長」という。）が指名する各試験官の職務は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 主任試験官 試験全般の指揮監督に関すること。
- (2) 適性試験官 適性試験の実施に関すること。
- (3) 学科試験官 学科試験の実施に関すること。
- (4) 技能試験官 技能試験の実施に関すること。

2 試験官の指名の基準

(1) 主任試験官

各試験場に勤務する試験場長、課長補佐及び警部補相当職以上の警察職員

(2) 適性試験官

各試験場に勤務する警察職員

(3) 学科試験官

上記(2)に同じ

(4) 技能試験官

「技能試験官の指定等に関する規程（昭和40年10月25日公安委員会規程第2

号)」の規程に基づき、技能試験官として青森県公安委員会の指定を受けた警察職員

第4 試験の場所及び試験日等

1 試験の場所

試験は、適性試験及び学科試験にあつては各試験場において実施し、技能試験にあつては、青森試験場及び青森県公安委員会が指定する道路若しくは場所において実施するものとする。

なお、課長は、上記以外の場所で試験を実施する必要があると認めるときは、別に試験の場所を指定し実施できるものとする。

2 試験日、受付時間及び試験種類

各試験場における試験日、受付時間及び試験種類（以下「試験日等」という。）は別表のとおりとする。

ただし、技能試験、技能検査、技能審査及び技能確認（以下「技能試験等」という。）については、天候不良その他の理由により技能試験等を適正に実施することができないと認めるときは、期間を定めて技能試験等を休止し又は試験日等を別に指定することができるものとする。

3 技能試験等の一部免除事務に係る特例

課長は、技能試験等を受ける者（以下「技能試験受験者等」という。）が多数となるなど、技能試験等の実施に支障があると認めるときは、技能試験受験者等の希望を考慮した上で、試験日等を指定することができるものとする。

第5 運転免許試験等の申請

1 運転免許申請書等の受理

課長は、法第89条第1項の規定に基づく運転免許（以下「免許」という。）の申請等については、府令第17条第1項、同第18条の2の3第2項、同第18条の5、同第18条の6第2項及び同第28条の4第1項規定する申請書等をそれぞれ補正したもの（以下「申請書」という。）を、申請者に提出させるものとする。

(1) 新規受験

免許を有していない者が免許を取得するための申請は、運転免許申請書（新規）（別記様式第1号）及び府令別記様式第12の2の質問票（以下「質問票」という。）により行うものとする。

(2) 併記受験

現に免許を有する者が異なる種類の免許を取得するための申請は、運転免許申請書（併記）（別記様式第2号）及び質問票により行うものとする。

(3) 限定解除審査

ア 運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるための申請は、限定解除審査申請書（別記様式第3号）により行うものとする。

イ サポカー限定条件（運転することができる自動車等の種類を限定する条件

その他の条件であつて、交通事故を防止し、若しくは交通事故による被害を軽減することに資するもの）を変更するための申請は、県規則別記様式第20号の運転免許条件解除・変更申請書により行うものとする。

(4) 仮運転免許受験

仮運転免許（以下「仮免許」という。）を取得するための申請は、仮運転免許申請書（別記様式第4号）及び質問票により行うものとする。

(5) 特定失効受験

ア 法第97条の2第1項第3号の規定に該当する者（以下「特定失効者」という。）が免許を再取得するための申請は、運転免許申請書（特別新規）（別記様式第5号）及び質問票により行うものとする。

イ 法第97条の2第1項第4号の規定に該当する者が仮免許を取得するための申請は、前記(4)のとおりとする。

(6) 特定取消受験

法第97条の2第1項第5号の規定に該当する者（以下「特定取消処分者」という。）が免許を再取得するための申請は、運転免許申請書（特別新規）及び質問票により行うものとする。

(7) 再試験受験

再試験の申込みは、再試験受験申込書（別記様式第6号）により行うものとする。

(8) 技能検査

技能検査の申請は、技能検査申請書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 受験資格の確認及び申請の受理

(1) 受験資格の確認等

ア 試験を受けようとする者の受験資格の確認は、申請書のほか、府令第17条第2項、第18条及び第18条の2に規定する書類及び写真並びに受験票（別記様式第8号）及び受験資格調査票（別記様式第9号）を提出させて行うものとする。ただし、学科試験及び技能試験が免除される者は受験票の提出を不要とするほか、現に有効な免許を有する者は受験資格調査表の提出を不要とする。

イ 法第96条の2の規定による試験を受けようとする者の受験資格の確認は、仮運転免許証及び路上練習申告書（別記様式10号）又は届出教習所が管理する教習原簿の写しを提出させて行うものとする。

ウ 法第96条の3に規定する取消処分者等で試験を受けようとする者の受験資格の確認は、県規則別記様式第25号の取消処分者講習終了証明書を提出させて行うものとする。

エ 再試験に該当する者の受験資格の確認は、府令別記様式第17の6の2の再試験通知書及び現に所持している運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（その者が運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては、運転免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提出させて行う

ものとする。

オ 免許試験に合格できなかった者で、当該免許試験において府令第27条に規定する成績を得た者（以下「一部合格者」という。）又は試験に合格した者で、法第90条の2第1項各号に掲げる定める講習を受けていない者（以下「未受講者」という。）の確認は、府令別記様式第17の6の運転免許試験成績証明書を提出させて行うものとする。ただし、本県で受験し一部合格者又は未受講者となった者については、試験結果を記録した受験票の提出をもってこれに代えることができる。

カ 特定失効者が試験を受けようとする場合において、免除の事由が、法第97条の2第1項第3号に規定するやむを得ない理由によるものであるときは、免除の事由を疎明する書類等を確認の上、必要に応じ、申請者の了承を得た上で、その写しを作成して申請書に添付するものとする。

キ 特定取消処分者が試験を受けようとする場合において、免許を取り消された直近に提出した質問票に虚偽の記載をしていた場合には、試験の一部免除の対象外となることから、当該質問票の記載状況を確認するものとし、当該質問票が青森県以外の公安委員会に保管されているときは、当該公安委員会に照会の上、記載状況を確認するものとする。

コ 法第89条第3項に規定する検査合格証明書を受けている者の受験資格の確認は、府令別記様式第13の2の検査合格証明書を提出させて行うものとする。

(2) 申請の受理

ア 受験番号の付与

試験の申請を受理したときは、提出された申請書及び受験票に免許の種別及び試験ごとの一連番号を付して受験者に交付するものとする。

イ 申請時の免許証等の暗証番号の設定

運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの暗証番号の設定に消極的な受験者に対しては、別に定める「運転免許証の暗証番号の運用に係る留意事項」により、暗証番号の設定理由等について教示することとし、その説明によってもなお暗証番号を設定しない受験者に対しては、同通達別紙2の申立書の提出を求めるものとする。

3 手数料の徴収

手数料は、「青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年3月24日条例第101号）」に基づき、青森県収入証紙を貼付した納付書により次に掲げる時期に徴収するものとする。

(1) 各種手数料の徴収時期

ア 運転免許試験手数料

試験に係る申請を受理するとき。

イ 技能試験における車両貸車料（以下「貸車料」という。）

学科試験に合格したとき又は適性試験に合格したとき。

ウ 運転免許証交付手数料

運転免許証又は仮運転免許証を交付するとき。

エ 特定免許情報記録手数料

個人番号カードに特定免許情報を記録するとき又は免許情報記録を書き換えるとき。

オ 限定解除審査手数料

限定解除審査に係る申請を受理するとき。

カ 運転免許再試験手数料

再試験の申込みを受理するとき。

キ 検査手数料

技能検査に係る申請を受理するとき。

ク 講習受講手数料

特定失効者講習受講申請書又は特定取消処分者講習受講申請書を受理するとき。

(2) 各種手数料の納付書

ア 運転免許試験手数料及び貸車料を徴収するときは、運転免許試験手数料納付書（別記様式第11号）により徴収するものとする。なお、貸車料を徴収するときは、当該納付書に「貸車料」と明記の上で当該運転免許試験手数料と同一の納付書により徴収するものとする。

イ 講習手数料を徴収するときは、特定失効者に係る講習手数料については県規則別記様式第34号の特定失効者講習受講申請書に、特定取消処分者に係る講習手数料については第34号の2の特定取消処分者講習受講申請書により徴収するものとする。

ウ 運転免許証交付手数料、特定免許情報記録手数料を徴収するときは、運転免許証等交付・記録手数料納付書（別記様式第12号）により徴収するものとする。

なお、仮運転免許証に係る運転免許証交付手数料を徴収するときは、仮運転免許証交付手数料納付書（別記様式第13号）により徴収するものとする。

4 各試験要領の説明

主任試験官は、受験者に対し、試験の順序、試験上の注意事項その他必要な事項について説明するものとする。

第6 適性試験等

1 適性試験の実施

(1) 適性試験は、府令第23条の規定によるほか、別に定める「運転免許に係る適性試験等の実施要領」に基づき、適性試験官が申請書又は受験票に貼付された写真と受験者を照合し、本人確認の上、行うものとする。

(2) 適性試験官は、申請書又は受験票の適性試験結果表の各項目欄に適性試験の結果を記載し、記名するものとする。

2 身体障害者等の安全運転相談等

身体に障害（聴覚障害等を含む。）がある者の適性試験、当該者からの安全運転相談及び一定の病気等に該当する疑いがある者からの安全運転相談（以下「安

全運転相談等」という。)については、次により行うものとする。

(1) 身体障害者

身体障害者に対する安全運転相談等は、別に定める「身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準」により技能試験官が行うものとする。

技能試験官は、運動能力に障害がある状況等を、身体障害者適性試験（運動能力）申請書（別記様式第14号）、身体障害者適性試験（運動能力）判断結果表（別記様式第15号）及び身体障害者適性試験（運動能力）判断表（別記様式第16号）に記録し、課長へ報告するものとする。

技能試験官は、安全運転相談等の結果、身体の障害により自動車等の種類を限定し、又は必要な条件を付す必要があると認めた場合は、障害の程度等に応じた免許の申請をさせることができるものとする。

(2) 聴覚障害者

聴覚障害者に対する安全運転相談等は、別に定める「聴覚障害者に係る運転適性検査業務」及び「聴覚障害者の運転免許の取得等に関する運用上の留意事項」により、技能試験官が行うものとする。

(3) 一定の病気等に該当する疑いがある者

法第90条第1項に規定する一定の病気等に該当する疑いがある者に対する安全運転相談等は、「運転適性検査業務取扱規則（昭和42年3月22日公安委員会規則第2号）」の規定に基づき、適性試験官又は安全運転相談員が行うものとする。

第7 学科試験

1 学科試験問題の作成及び保管

課長は、別に定める「学科試験の問題形式、出題範囲及び出題基準等」に基づき、試験の種別ごとに学科試験問題を作成し、作成した学科試験問題は施錠設備のある保管庫等で保管管理するものとする。

2 学科試験問題の選定及び出題

出題する学科試験問題は、課長が試験ごとに複数の試験問題から選定し、学科試験問題選定表・技能試験コース番号指定表（別記様式第17号）により指定するものとする。

学科試験官は、試験の当日、学科試験問題選定表・技能試験コース番号指定表により指定された学科試験問題を学科試験問題出納簿（別記様式第18号）に記載の上、保管庫等から出納し、出題するものとする。

3 学科試験の実施

学科試験官は、学科試験の実施にあたり、別に定める「運転免許試験の適正な運用管理」によるほか、次により適正に行うものとする。

(1) 学科試験の説明

学科試験官は、受験票に貼付された写真と受験者を照合して本人確認するとともに、学科試験の開始前に次の事項を説明し、厳正公平な試験を行うものとする。

- ア 答案用紙（別記様式第19号及び第19号の2）の記載要領
 - イ 試験の時間
 - ウ 試験問題及び答案用紙の提出並びに退出の方法
 - エ 不正行為の禁止
 - オ その他必要な事項
- (2) 学科試験問題等の回収
- 学科試験官は、学科試験終了後、直ちに学科試験問題及び当該答案用紙を受験者から直接回収し、学科試験問題等の配布数及び汚損等の有無を点検の上、点検結果を学科試験問題出納簿に記載して保管庫等に納め、学科試験問題の紛失防止を徹底するものとする。
- (3) 学科試験の採点及び結果
- 学科試験の採点は、学科試験官が主任試験官立会いのもと2人以上で行い、採点結果に誤りが無いことを確認するものとする。
- 学科試験の結果は、運転免許試験成績表（別記様式20号）により明らかにしておくものとする。
- (4) 合格発表等
- 学科試験官は、学科試験合否一覧表（別記様式第21号）を作成して受験者の合否を区分し、電光掲示板又は口答により合格発表を行うものとする。
- 学科試験に合格した者で、引き続き技能試験を受験する者に対しては、当該試験の実施に必要な事項を説明するものとする。
- なお、府令第18条の2に規定する講習を受講していないことにより免許証を即日交付できない者又は特定免許情報の記録ができない者に対しては、運転免許試験合格証明書（別記様式第22号）を交付するものとする。

第8 技能試験

技能試験（技能検査、技能審査及び再試験を含む。）は、別に定める「運転免許技能試験実施基準」によるほか、次により行うものとする。

1 試験コースの作成及び指定

技能試験に用いるコースは、課長が免許の種別ごとに作成した複数の試験コースから選定し、試験当日に学科試験問題選定表・技能試験コース番号指定表により指定するものとする。

ただし、天候及び技能試験受験者等の人数により変更することができるものとする。

2 技能試験の実施

(1) 技能試験の説明

技能試験官は、技能試験を開始するときは受験票に貼付された写真と受験者を照合して本人確認するものとし、路上試験を開始するときは受験者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード若しくは仮運転免許証の携帯の有無を確認するとともに、技能試験の開始前に次の事項を説明するものとする。

ア 試験中の事故防止

- イ 試験課題履行条件及び試験中止事項
- ウ 試験コースの走行順路
- エ その他試験実施について必要な事項

(2) 技能試験の採点及び結果

技能試験官は、試験中観察した事項を、その都度、技能試験成績表（場内）（別記様式第23号）及び技能試験成績表（路上）（別記様式第24号）に正確に記入してその結果を明らかにするとともに、技能試験採点結果報告書（別記様式第25号）により課長に報告するものとする。

なお、採点にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- ア 受験者の運転状態を正確に記録し、観察できなかった事項を想像で記入しないこと。
- イ 試験中止の事由のいずれかに該当したときは、直ちに試験を中止し、技能試験成績表にその結果を記録すること。

(3) 合否発表等

技能試験官は、試験を中止した場合を除き、技能試験成績表に記入した減点数等を集計し合否を判定するとともに、試験終了直後、当該判定結果を主任試験官に報告した上で、口頭により合否発表を行うものとする。

なお、府令第18条の2に規定する講習を受講していないことにより運転免許証の交付又は特定免許情報の記録ができない者に対しては、運転免許試験合格証明書を交付するものとする。

(4) 技能試験の休止又は試験日の指定

課長又は主任試験官は、天候不良その他の理由により技能試験を適正に実施することができないと認めるときは、期間を定めて技能試験を休止するとともに、別に試験日等を指定する必要がある場合は、自動車運転免許試験実施指定書（別記様式第26号）により次回試験日等を指定し、受験者に交付するものとする。

第9 実施結果報告

学科試験及び技能試験の結果については、運転免許試験実施結果報告書（別記様式第27号）により課長に報告するものとする。

試験の場所	試験種類		申請種別	試験日	受付時間	備考
青森試験場	運転免許試験	第二種免許 第一種免許	学科試験又は技能試験若しくはその両方を受験する者 (小特・原付は学科試験を受験する者)	月～木	8:30～9:30	注1) 下記申請をする者は、事前予約が必要 ・技能試験 ・限定解除審査 (技能審査) ・技能試験を伴う学科試験 ・外国免許からの切替手続 注2) 繁忙期(2月15日から3月31日まで)の金曜日(祝日・閉庁日を除く)にあつては、学科試験(技能試験を伴う学科試験を除く)を行う。
			学科試験及び技能試験が免除となる者 (小特・原付は学科試験が免除となる者)	月～金		
		仮免許	学科試験又は技能試験若しくはその両方を受験する者	月～木	8:30～9:30	
			学科試験及び技能試験が免除となる者	月～金		
	特定失効受験 (期限切れ)	第二種免許 第一種免許	有効期限が切れて6か月以内の者が再取得	月～木	8:30～9:15	
			やむを得ない理由(病気、海外渡航、災害、その他政令で定めるもの等)で、有効期限が切れて6か月超3年以内、理由が止んで1か月以内の者が再取得			
		仮免許	有効期限が切れて6か月超1年以内の者等が再取得	月～金	8:30～9:15	
	特定取消受験	第二種免許 第一種免許	一定の病気(統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性低血糖症、そううつ病、睡眠障害、アルコール等中毒者、認知症等)等の理由により取消処分を受けて3年以内の者が再取得	月～木	8:30～9:15	
	限定解除審査		技能審査	月～木	8:30～9:30	
			書面審査	月～金		
外国免許からの切替手続き		書類審査 知識確認 技能確認	月～木	13:00～13:30		
		金	9:30～10:00 13:00～13:30			
弘前試験場	運転免許試験	第二種免許 第一種免許	学科試験を受験する者	月～木	8:30～9:30	注1) 弘前試験場は第1・第3金曜日が休務 注2) 下記申請をする者は、申請不可 ・技能試験 ・限定解除審査 (技能審査) ・技能試験を伴う学科試験 ・外国免許からの切替手続 注3) 繁忙期(2月15日から3月31日まで)の金曜日(祝日・閉庁日を除く)にあつては、学科試験を行う。
			学科試験及び技能試験が免除となる者	月～金		
		仮免許	学科試験を受験する者	月～木	8:30～9:30	
			学科試験及び技能試験が免除となる者	月～金		
	特定失効受験 (期限切れ)	第二種免許 第一種免許	有効期限が切れて6か月以内の者が再取得	月～金	8:30～9:15	
			やむを得ない理由(病気、海外渡航、災害、その他政令で定めるもの等)で、有効期限が切れて6か月超3年以内、理由が止んで1か月以内の者が再取得			
		仮免許	有効期限が切れて6か月超1年以内の者等が再取得	月～金	8:30～9:15	
	特定取消受験	第二種免許 第一種免許	一定の病気(統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性低血糖症、そううつ病、睡眠障害、アルコール等中毒者、認知症等)等の理由により取消処分を受けて3年以内の者が再取得	月～金	8:30～9:15	
	限定解除審査		書面審査	月～金	8:30～9:30	
	八戸試験場	運転免許試験	第二種免許 第一種免許	学科試験を受験する者	月～木	
学科試験及び技能試験が免除となる者				月～金	9:40～10:15	
仮免許			学科試験を受験する者	月～木	8:30～9:15	
			学科試験及び技能試験が免除となる者	月～金	9:40～10:15	
特定失効受験 (期限切れ)		第二種免許 第一種免許	有効期限が切れて6か月以内の者が再取得	月～金	8:30～9:15	
			やむを得ない理由(病気、海外渡航、災害、その他政令で定めるもの等)で、有効期限が切れて6か月超3年以内、理由が止んで1か月以内の者が再取得			
		仮免許	有効期限が切れて6か月超1年以内の者等が再取得	月～金	8:30～9:15	
特定取消受験		第二種免許 第一種免許	一定の病気(統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性低血糖症、そううつ病、睡眠障害、アルコール等中毒者、認知症等)等の理由により取消処分を受けて3年以内の者が再取得	月～金	8:30～9:15	
限定解除審査		書面審査	月～金	8:30～10:15		
むつ試験場		運転免許試験	第二種免許 第一種免許	学科試験を受験する者	火	8:30～9:30
	学科試験及び技能試験が免除となる者			8:30～9:30		
	仮免許		学科試験を受験する者			
			学科試験及び技能試験が免除となる者			
	特定失効受験 (期限切れ)	第二種免許 第一種免許	有効期限が切れて6か月以内の者が再取得	8:30～9:15		
			やむを得ない理由(病気、海外渡航、災害、その他政令で定めるもの等)で、有効期限が切れて6か月超3年以内、理由が止んで1か月以内の者が再取得			
		仮免許	有効期限が切れて6か月超1年以内の者等が再取得	8:30～9:15		
	特定取消受験	第二種免許 第一種免許	一定の病気(統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性低血糖症、そううつ病、睡眠障害、アルコール等中毒者、認知症等)等の理由により取消処分を受けて3年以内の者が再取得	8:30～9:15		
	限定解除審査		書面審査	8:30～9:30		

折曲嚴禁

運転免許申請書（新規）																		
青森県公安委員会殿																		
受験番号						受付場所						年 月 日						
①資料区分		24	29	26														
③受験者番号																		
④生年月日		天	定	昭	和	平	成	年		月		日		⑦性別		男 女		
フリガナ												連絡先		自宅・勤務先・携帯		1 2		
⑨氏名																		
⑩本籍 ・国籍等																		
⑪住所																		
⑬免許証番号																		
希望する免許の保有状況		免許証 ・ マイナ免許証																
マイナの効力		有効 ・ 無効																
		大型 中型 準中型 普通 大特 大目 普通 小特 原付																
⑮免種コード		11	18	19	12	13	21	22	15	16	⑬教習所コード							
⑫条件コード																		
⑭旧免許証番号																		
⑧氏名コード																		
②適性日		④交付日																
⑥照会番号																		
個人番号の記載																		
備考欄																		
適性検査基準		左 裸眼視力 眼鏡 矯正視力 深視 1回 mm □あり																
左		右 両 運動能力 視野 2回 mm □対応済み																
右		両 色 識別能力 3回 mm □なし																
両		平均 mm																
結果表		左 右 計																
暗証番号1																		
暗証番号2																		
マ暗証番号																		

別記様式第2号（表面）

1
2
3

免許証
マイナ
マ

24ミリ

写真
1.申請前6月以内
2.無背景、無帽、
正面、上3分身
3.裏面に氏名、
撮影年月日を
記入

30ミリ

青森県公安委員会殿

受検番号

受付場所

年 月 日

① 資料区分

4 4

4 9

記 変

③ 受検者

受検者

⑥ 免状

大正昭和平成

2 3 4

年 月 日

⑦ 性別

男 女

1 2

⑨ フリガナ

氏 名

⑩ 住所

⑪ 電話番号

個人番号の記載

□あり □対応済み
□なし

⑫ 免許証の写し

表

裏

⑬ 免状コード

大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け

型 型 中 通 特 目 目 特 付 引 二 二 二 特 引 二

11 18 19 12 13 21 22 15 16 17 31 38 32 33 34

⑭ 条件コード

⑮ 適性日

⑯ 交付日

⑰ 照会番号

⑱ 免状保有状況

マイナの効力

有効 ・ 無効

マイナ免許証紛失等の事情

有 ・ 無

⑲ 手続き前

⑲ 手続き後

⑲ 免許証マイナ

⑲ 免許証マイナ

⑲ 免許情報記録の番号

第 号

⑲ 記録等公安委員会

⑲ 特定免許情報

⑲ 年 月 日

⑲ 免許情報記録の

⑲ 有効期限の末日

⑲ 年 月 日

⑲ 裸眼視力

⑲ 眼鏡矯正視力

⑲ 深視力

⑲ 1回

⑲ mm

⑲ 応急救護措置講習

⑲ 2回

⑲ mm

⑲ 取得時講習

⑲ 3回

⑲ mm

⑲ 取得時講習

⑲ 平均

⑲ mm

⑲ 特例

⑲ 特失

⑲ 適性試験結果表

⑲ 色彩識別能力

⑲ 運動能力

⑲ 聴力

⑲ 視野

⑲ 左

⑲ 右

⑲ 計

⑲ 暗証番号1

⑲ 暗証番号2

⑲ マ暗証番号

1
2
3

免許証
マイナ
マ

24ミリ

写真
1.申請前6月以内
2.無背景、無帽、
正面、上3分身
3.裏面に氏名、
撮影年月日を
記入

30ミリ

青森県公安委員会殿

受検番号

受付場所

年 月 日

① 資料区分

4 4

4 9

記 変

③ 受検者

受検者

⑥ 免状

大正昭和平成

2 3 4

年 月 日

⑦ 性別

男 女

1 2

⑨ フリガナ

氏 名

⑩ 住所

⑪ 電話番号

個人番号の記載

□あり □対応済み
□なし

⑫ 免許証の写し

表

裏

⑬ 免状コード

大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け

型 型 中 通 特 目 目 特 付 引 二 二 二 特 引 二

11 18 19 12 13 21 22 15 16 17 31 38 32 33 34

⑭ 条件コード

⑮ 適性日

⑯ 交付日

⑰ 照会番号

⑱ 免状保有状況

マイナの効力

有効 ・ 無効

マイナ免許証紛失等の事情

有 ・ 無

⑲ 手続き前

⑲ 手続き後

⑲ 免許証マイナ

⑲ 免許証マイナ

⑲ 免許情報記録の番号

第 号

⑲ 記録等公安委員会

⑲ 特定免許情報

⑲ 年 月 日

⑲ 免許情報記録の

⑲ 有効期限の末日

⑲ 年 月 日

⑲ 裸眼視力

⑲ 眼鏡矯正視力

⑲ 深視力

⑲ 1回

⑲ mm

⑲ 応急救護措置講習

⑲ 2回

⑲ mm

⑲ 取得時講習

⑲ 3回

⑲ mm

⑲ 取得時講習

⑲ 平均

⑲ mm

⑲ 特例

⑲ 特失

⑲ 適性試験結果表

⑲ 色彩識別能力

⑲ 運動能力

⑲ 聴力

⑲ 視野

⑲ 左

⑲ 右

⑲ 計

⑲ 暗証番号1

⑲ 暗証番号2

⑲ マ暗証番号

別記様式第 2 号（裏面）

署名欄

受験資格調査票

次の内容について該当する場合は○印を、該当しない場合は×印を□の中につけてください。

- 1 交通違反・事故に関して処分通知を受けていますか？・・・・・・・・・・ ☐
- 2 再試験の通知を受けていますか？・・・・・・・・・・ ☐
- 3 病気等の臨時適性検査の通知（又は診断書提出命令）を受けていますか？・・・・ ☐

失効調査票

次の 1～3 の質問にお答えください。

やむを得ない理由（更新期間中海外にいた、病気等のため入院中だった等）で失効しましたか？

- | | | | |
|---|-----|------------|--------------------------|
| 1 | 今回 | （はい ・ いいえ） | 理由を証明するものを提出できる（あり ・ なし） |
| 2 | 前回 | （はい ・ いいえ） | 理由を証明するものを提出できる（あり ・ なし） |
| 3 | 前々回 | （はい ・ いいえ） | 理由を証明するものを提出できる（あり ・ なし） |

大型自動二輪免許、普通自動二輪免許、小特免許、原付免許を受験する方は、次の質問に答えて下さい。

試験中等における筆談での説明を希望しますか。	はい・いいえ
------------------------	--------

1、申請者は、太線のわく内だけ記入し、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
2、申請者は、黒又は青のボールペンで、明りようにかい書で記入してください。
3、記入の内容に誤りがないかどうかを、住民票の写し又は運転免許証とよく確かめてください。

仮運転免許申請書															受付場所				
青森県警察本部長殿																			
受験番号										年 月 日									
仮免許年月日										⑬受験免種		大 型		中 型		準中型		普 通	
③ 仮免許番号										指定自動車教習所		都道府県(方面)		自動車教習所名		⑭運転練習の方法			
⑥生年月日										⑦性 別		男		女		非指定 自動車教習所			
⑨フリガナ										連絡先		自宅・勤務先・携帯		個 人 指 導 員		そ の 他			
⑧氏 名										免 除 事 由									
⑩本籍・国籍等																			
⑪住 所																			
免許証番号										⑧氏 コー ド									
免許の条件等																			
受験者番号																			
免 許 保 有 状 況										有効期間の末日		年 月 日		写 真 貼 付 欄					
☐ なし										免 許		二小原		年 月 日		写真 1. 申請前6月以内 2. 無背景、無帽、正面、上3分身 3. 裏面に氏名、撮影年月日を記入 30ミリ ← 24ミリ →			
☐ 免許証										年 月 日		年 月 日							
☐ 免許情報記録個人番号(マイナ免許証)										年 月 日		年 月 日							
☐ 免許証と免許情報記録個人番号カード(マイナ免許証)										年 月 日		年 月 日							
免許の種類										中型 準中 普通 大特 大自 普自 小特 原付 け引 中二 普二 特二 引二		年 月 日		撮影					
仮免許に付した条件																			
適性試験結果表		裸眼視力		眼鏡		矯正視力		深視力		1回		mm		適性試験担当者		免許情報記録の番号		第 号	
左		右		両		左		右		平均		mm				特定免許情報の記録等年月日		年 月 日	
色覚識別能力		運動能力		聴力		左		右		野計		mm				免許情報記録の有効期限の日		年 月 日	
色彩識別能力		運動能力		聴力		左		右		野計		mm				記録等公安委員会			
色彩識別能力		運動能力		聴力		左		右		野計		mm				個人番号の記載		☐ あり ☐ 対応済み ☐ なし	

折曲厳禁

21

申請者は、住民票の写し等をよく確かめて本線のわく内に、黒のボールペンで明りようにかい書で記入して下さい。

失効した免許証は、特定失効者のみ記入して下さい。

運転免許申請書(特別新規)

青森県公安委員会殿

免許証
マイナ
3 免・マ

写真
1. 申請前6月以内
2. 無背景、無帽、正面、上3分身
3. 裏面に氏名、撮影年月日を記入

24ミリ
30ミリ

年 月 日 撮影

① 資料区分

20 25

51 52 53 54 55 56 57
A1 A3 A5 A7

⑥ 生年月日

大 正 昭 和 平 成

年 月 日

⑦ 性別

男 女

1 2

フリガナ

⑨ 氏名

⑩ 本籍
・国籍等

⑪ 住所

⑬ 免許証番号

⑭ 交付年月日

⑮ 照会番号

⑯ 免許の条件等

⑰ 第一種 二小原 年 月 日
免 許 その他 年 月 日
第二種 免 許 年 月 日

⑱ 所持免種

⑲ 免種コード

⑳ 条件コード

㉑ 適性日

㉒ 交付日

㉓ 照会番号

免 許 保 有 状 況

マイナの効力

有効 ・ 無効

マイナ免許証紛失等の事情

有 ・ 無

手続き前

手続き後

免許情報記録の番号

第 号

記録等公安委員会

免許証
マイナ

免許証
マイナ

特定免許情報の記録等年月日

年 月 日

免許情報記録の有効期限の末日

年 月 日

適性試験結果表

裸眼視力

眼鏡

矯正視力

深 1回 mm
視 2回 mm
3回 mm
力 平均 mm

左

右

両

両

色彩識別能力

運動能力

聴 力

視 左
野 右
計

備考欄

特失

暗証番号1

暗証番号2

マ暗証番号

折曲厳

※ 申請者は、太線のわく内に黒のボールペンで、明りようにかい書で記入して下さい。

再試験受験申込書																		1. 免許証 2. マイナ 3. 免・マ			
青森県公安委員会 殿																		年 月 日			
受験番号			再試験に係る免許の種類			準中型		普通		大自二		普自二		原付							
フリガナ																					
氏 名																					
生年月日			年 月 日		連絡先		自・勤・携		— —												
免許証の記載事項の変更の有無				有 ・ 無		普通MT車使用希望				☐ 希望する ☐ 希望しない											
免許証の写し																					
記録等公安委員会			公安委員会					免許情報記録の番号					第 号								
特定免許情報の記録等年月日			年 月 日					免許情報記録の有効期間の末日					年 月 日								
免許年月日・免種	二小原	年 月 日																			
	その他	年 月 日		大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大				
	第二種	年 月 日		型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	引			
免許の条件																					
備考																					

技能検査申請書

青森県公安委員会 殿

年 月 日

折曲厳

※ 申請者は、太線のわく内に黒のボールペンで、明りようにかい書で記入して下さい。

受験番号		検査を受けようとする 自動車の種類	大型	中型	準中型	普通
フリガナ						
氏 名						
生年月日	年 月 日	連絡先	自・勤・携	—	—	

仮免許証の写し

注1 免許証の写し欄には、現に受けている仮免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号（表面）

[illegible]

注 意 事 項

1. この受験票は、学科試験又は技能試験に合格した日から起算して6か月間試験免除の適用を受けるための証明になりますから、大切に保管し、受験の都度提出してください。
2. この受験票は再発行いたしませんので、亡失や汚損はしないでください。
3. 記載事項を勝手に訂正したり消したりすると、無効になります。
4. 次に該当する方は受験できません。
 - (1) 普通二輪免許、小特免許、原付免許については16歳未満の方
 - (2) 準中型免許、普通免許、大特免許、けん引免許、大型二輪免許については18歳未満の方
 - (3) 中型免許は20歳未満の方で運転経歴2年（ただし、停止日数を除く）未満の方
 - (4) 大型免許、第二種免許については、21歳未満の方で運転経歴3年（ただし、停止日数を除く）未満の方

* (3)及び(4)については、受験資格特例教習修了者を除きます。

 - (5) 免許の取消し又は拒否をされて、その期間中の方
免許の保留、停止又は受験禁止の処分を受けて、その期間中の方
 - (6) 免許の取消し又は拒否をされて、受験前1年以内に「取消処分者講習」を受けていない方（取消しの該当であったが免許が失効したために取消処分を受けられなかった方についても受験前1年以内に「取消処分者講習」の受講が必要となります）
 - (7) 大型免許、中型免許、けん引免許又は第二種免許を受けようとする方で、準中型免許又は普通免許に係る再試験の通知を受けたが、再試験を受けなかったため、取消処分のための意見の聴取の通知を受けている方
 - (8) 運転免許証、住民票等申請に必要なものを所持していない方
 - (9) 酒気を帯びている方
5. 交通事故や交通違反のある方、自分以外の交通事故や交通違反について調べを受けたことがある方は、試験に合格しても免許証が交付されない場合があります。
6. 住所が青森県内にない方は、青森県では受験できません。
7. 免許証を紛失している方は、再交付を受けてから受験してください。
8. 免許証を失効された方は、特定失効者講習を受けてからでないと運転免許試験の一部が免除されません（青森、八戸及び弘前試験場を除く）。

別記様式第 9 号（表面）

《 受験資格調査票 》

○ 運転免許の受験資格に関する質問にお答えください。

黒色ボールペンで該当する数字を○で囲み、その内容を記入してください。

過去に違反・事故等がある方は、運転免許を取得した後に、拒否・事後取消・保留処分を受けることがありますので、正確に記入してください。

よくわからない方は係員にお尋ねのうえ、記入してください。

不正確な回答をした場合は、試験に合格しても無効となる場合があります。また、その際は、試験手数料等はお返しできません。

問 1 あなたは、現在運転免許証を取得していますか。

また、過去に日本国内において、運転免許証を取得したことがありますか。

答 1 一度も取得したことがない

2 現在取得している（免許証番号 _____）

3 以前取得していた
↳ その免許は { 1 取消しになった（欠格期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで）
2 有効期間が切れた（ _____ 年 _____ 月 _____ 日まで有効）
3 申請により取消した（取消日 _____ 年 _____ 月 _____ 日）

問 2 あなたは、無免許運転、無免許運転の 唆 し（同乗罪など）又は飲酒運転の 唆 し（同乗罪など）で、警察官から取締り、取調べ又は指導を受けたことがありますか。

答 1 ない

2 ある（ _____ 年 _____ 月 _____ 日頃、 _____ 警察署管内において）

※ 無免許運転、無免許運転の 唆 し又は飲酒運転の 唆 しをした日から、最低 1 年間（最長 10 年間）は免許を取得できません。

この期間中に試験に合格しても運転免許証が与えられない「拒否処分」となり、この処分を受けると、1 年以内に「取消処分者講習」を受講していなければ受験できません。

問 3 あなたは、運転免許の取消し、拒否又は国際運転免許の運転禁止処分を受けたことがありますか。

答 1 ない
2 ある → { 1 取消処分者講習を受講した（ _____ 年 _____ 月 _____ 日に受講）
2 取消処分者講習を受講していない
3 再試験による取消し（ _____ 年 _____ 月 _____ 日に取消し）
4 病気による取消し（ _____ 年 _____ 月 _____ 日に取消し）
5 申請による取消し（ _____ 年 _____ 月 _____ 日に取消し）

裏面へ続く ↓

別記様式第9号（裏面）

問4 あなたは、出生してから現在まで、氏名が変わったことがありますか。

こたえ

答

1

ない

2

ある

→

か

変わった回数

かい

回

きゆうしめい

旧氏名

(

ねん

年

がつ

月

まで

)

きゆうしめい

旧氏名

(

ねん

年

がつ

月

まで

)

きゆうしめい

旧氏名

(

ねん

年

がつ

月

まで

)

きゆうしめい

旧氏名

(

ねん

年

がつ

月

まで

)

○ 失効受験の方は、こちらの質問にもお答えください。

《失効調査票》

「はい」又は「いいえ」の該当する方を○で囲んでください。

問5 失効がやむを得ない理由（更新期間中、海外にいた、病気等で入院中など）であることを証明するものを提出できますか。

こたえ

答

1

今回の失効した理由を証明するものを提出できる

(

はい

・

いいえ

)

2

前回の失効した理由を証明するものを提出できる

(

はい

・

いいえ

)

3

前々回の失効した理由を証明するものを提出できる

(

はい

・

いいえ

)

4

失効後6か月以上3年未満である

(

はい

・

いいえ

)

《失効受験資格調査票》

該当する数字を○で囲んでください。

問6 あなたは、過去5年間に違反・事故がありますか。

こたえ

答

1

ない

2

ある

(

さいしゅういはん

最終違反日

ねん

年

がつ

月

にち

日頃

,

いはん

違反

・

じこ

事故)

→

「ある」と回答した方は、該当する数字全てを○で囲んでください。

1

その違反・事故に関して処分通知をもらったが、まだ処分を受けていない。

2

処分を受けないまま失効してしまった。

3

再試験の通知を受けている。

4

無免許運転・仮免許違反をし、検挙されたことがある。

(

けんきよ

検挙日

ねん

年

がつ

月

にち

日頃

)

以上のとおり間違いありません。

質問の回答に虚偽があり、過去に違反・事故等がある場合、拒否・事後取消・保留処分になることは理解しました。

ねん 年 がつ 月 にち 日 しめい 氏名（自署）

大型	中型	準中	普通	大特	大白	普自	小特	原付	失効
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

[路 上 練 習 申 告 書] 申告者署名

練習日	練習場所及び 使用車両登録番号		同乗指導者				
記載例 ●年 ●月●日	青森市●町⇔弘前市●町		氏名	青森 太郎 ㊞ ●年●月●日生			
	使用車両No.	青森 300 あ 1234	所持免許	普通	取得	●年●月●日	免許証番号 又は 免許情報記録番号
年 月 日			氏名	㊞ 年 月 日生			
	使用車両No.		所持免許		取得	年 月 日	免許証番号 又は 免許情報記録番号
年 月 日			氏名	㊞ 年 月 日生			
	使用車両No.		所持免許		取得	年 月 日	免許証番号 又は 免許情報記録番号
年 月 日			氏名	㊞ 年 月 日生			
	使用車両No.		所持免許		取得	年 月 日	免許証番号 又は 免許情報記録番号
年 月 日			氏名	㊞ 年 月 日生			
	使用車両No.		所持免許		取得	年 月 日	免許証番号 又は 免許情報記録番号
年 月 日			氏名	㊞ 年 月 日生			
	使用車両No.		所持免許		取得	年 月 日	免許証番号 又は 免許情報記録番号
年 月 日			氏名	㊞ 年 月 日生			
	使用車両No.		所持免許		取得	年 月 日	免許証番号 又は 免許情報記録番号
年 月 日			氏名	㊞ 年 月 日生			
	使用車両No.		所持免許		取得	年 月 日	免許証番号 又は 免許情報記録番号

注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

うん てん めん きょ し けん て すう りょう のう ふ しょ
運 転 免 許 試 験 手 数 料 納 付 書

あお もり けん こう あん い いん かい どの
青 森 県 公 安 委 員 会 殿

ねん がつ にち
年 月 日

し めい 氏 名													のう ふ きん がく 納付金額			えん 円				
免 種	06	07	08	09	10	11	12	13	01	02	03	04	05	14	15	16	17	18	19	申請する免種 を○(マル)で 囲んで下さい。
	大	中	準	普	大	牽	大	普	大	中	普	特	引	小	原	大	中	準	普	
	型	型	中型	通	特	引	自	自	二	二	二	二	二	特	付	型	型	型	通	

けんしょう し ちょうふ らん
県 証 紙 貼 付 欄

注
意

- 1. 黒のボールペンで、かい書で、はっきりと書いて下さい。
- 2. 納付金額欄は、納付する手数料額を書いて下さい。
- 3. 青森県収入証紙は、はがれないように、貼付して下さい。

運転免許証等交付・記録手数料納付書

免許証	マイナ免	2 枚
☐ 1 免種	☐	免種

青森県公安委員会 殿

ねん がつ にち
年 月 日

し めい 氏 名		のう ふ きんがく 納付金額	えん 円
けんしやうし ちやうふらん 県証紙貼付欄			
注意			
1. 黒のボールペンで、かい書で、はっきりと書いて下さい。			
2. 納付金額欄は、納付する手数料額を書いて下さい。			
3. 青森県収入証紙は、はがれないように、貼付して下さい。			

仮運転免許証交付手数料納付書

あおもりけんけいさつほんぶちょう どの
青森県警察本部長 殿

ねん がつ にち
年 月 日

し めい 氏 名		のう ふ きんがく 納付金額	えん 円
けんしょうし ちょうふらん 県証紙貼付欄			
注意 1. 黒のボールペンで、かい書で、はっきりと書いて下さい。 2. 納付金額欄は、納付する手 数 料 額を書いて下さい。 3. 青 森 県 収 入 証 紙 は、はがれないように、貼付して下さい。			

別記様式第14号

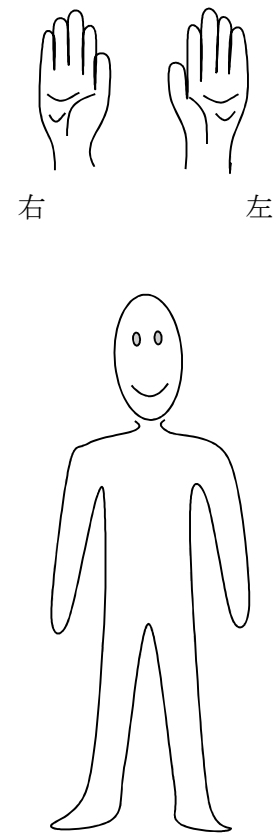
身体障害者適性試験（運動能力）申請書		
年 月 日		
青森県公安委員会 殿		
本籍・国籍等		
住 所		
申 請 者 氏 名		
生年月日 年 月 日生		
現に受けている免許種類	大型 $\frac{1}{2}$ ・中型 $\frac{1}{2}$ ・準中型・普通 $\frac{1}{2}$ ・大特 $\frac{1}{2}$ ・牽引 $\frac{1}{2}$ ・大自二・普自二・原付・小特	
判断を必要とする免許種類及び事由	大型 $\frac{1}{2}$ ・中型 $\frac{1}{2}$ ・準中型・普通 $\frac{1}{2}$ ・大特 $\frac{1}{2}$ ・牽引 $\frac{1}{2}$ ・大自二・普自二・原付・小特 ----- 事由： 更新 ・ 免許取得 ・ 失効受験 ・ 臨時	
障 害 年 月 日 部 位 、 程 度	障害年月日	年 月 日頃 （ 歳 頃）
	原 因	----- -----
	障害部位	-----
	障害程度	身体障害 級
備 考		

注） 1 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号		
身体障害者適性試験（運動能力）判断結果表		
年 月 日		
青 森 県 公 安 委 員 会 印		
判 断 年 月 日		年 月 日
試 験 場 名		青 森 ・ 弘 前 ・ 八 戸 ・ む つ
適 性 試 験 申 請 者	本籍・国籍等	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
現に受けてい る 免 許 種 類		大型 $\frac{1}{2}$ ・中型 $\frac{1}{2}$ ・準中型・普通 $\frac{1}{2}$ ・大特 $\frac{1}{2}$ ・牽引 $\frac{1}{2}$ ・大自二・普自二・原付・小特 年 月 日交付
判断を必要と する免許種類 及 び 事 由		大型 $\frac{1}{2}$ ・中型 $\frac{1}{2}$ ・準中型・普通 $\frac{1}{2}$ ・大特 $\frac{1}{2}$ ・牽引 $\frac{1}{2}$ ・大自二・普自二・原付・小特 ----- 事由： 更新 ・ 免許取得 ・ 失効受験 ・ 臨時
判 断 結 果		----- ----- ----- ----- -----
担 当 試 験 官	主任試験官	
	技能試験官	

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

身体障害者適性試験（運動能力）判断表

判 断 年 月 日		年 月 日																	
試 験 場 名		青 森 ・ 八 戸 ・ 弘 前 ・ む つ																	
適 性 試 験 申 請 者 氏 名																			
現に受けている免許種類		1 1 1 1 1 大型 ・ 中型 ・ 準中型 ・ 普通 ・ 大特 ・ 牽引 ・ 大自二 ・ 普自二 ・ 原付 ・ 小特 2 2 2 2 2																	
判 断 を 必 要 と す る 免 許 種 類 及 び 事 由		1 1 1 1 1 大型 ・ 中型 ・ 準中型 ・ 普通 ・ 大特 ・ 牽引 ・ 大自二 ・ 普自二 ・ 原付 ・ 小特 2 2 2 2 2 事 由 ： 更 新 ・ 免 許 取 得 ・ 失 効 受 験 ・ 臨 時																	
判 断 事 項	四 肢 体 幹 原 因 ・ 状 況	手		右・左		握 力		右・左		足		右・左		踏 力		右・左			
																障 害 部 位 図 			
		判 断 結 果																	
担 当 試 験 官		主任試験官																	
		技能試験官																	

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年 月中の学科試験問題の選定・技能試験コース番号指定表

月 日 項 目 曜日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
学科試験問題の選定	青森																															
	八戸																															
	弘前																															
	むつ																															
技能コース番号の指定																																
技能試験官一覧	青 森	階級(役職) (氏名)〇〇〇〇																														順次、技能試験官に指定された者を追加 (敬称順等省略)
	八 戸																															
	弘 前																															
	む つ																															
備考		1 主任試験官、適性試験官、学科試験官及び技能試験官の指名(第3条) 運転免許課長(以下「課長」)は、試験の都度、試験官を指名するものとする。(主任試験官は、各試験官を指揮監督する当日の上位職の者)																														
自動車運転免許試験 実施規程 第3条第7条第12条		2 学科試験問題の選定及び出題(第7条) 課長が試験ごとに選定し、出題するものとする。																														
		3 技能試験コースの指定(第12条) 試験コースは、課長が指定するものとする。																														
		4 学科試験問題の選定は、パターン(～)により行う。																														

学 科 試 験 問 題 出 納 簿

(試 験 場)

決 裁	試教係 補 佐		出 納	年 月 日			
	場 長		確認者	出		入	
			取扱者	出		入	

決 裁	試教係 補 佐		出 納	年 月 日			
	場 長		確認者	出		入	
			取扱者	出		入	

問 題 種 別	部数	出庫時刻	入庫時刻
第二種 No.		:	:
四輪二輪 No.			
四輪二輪 No.			
小特 No.			
原付 No.			
仮免 No.			
No.			
No.			
採 点 カ ー ド	部数	出庫時刻	入庫時刻
No.		:	:
No.			
No.			
No.			

問 題 種 別	部数	出庫時刻	入庫時刻
第二種 No.		:	:
四輪二輪 No.			
四輪二輪 No.			
小特 No.			
原付 No.			
仮免 No.			
No.			
No.			
採 点 カ ー ド	部数	出庫時刻	入庫時刻
No.		:	:
No.			
No.			
No.			

答 案 用 紙

受験日	年 月 日
-----	-------

フリガナ	
氏 名	

マーク記入例

良い例	悪い例	ななめ
	細い	短い
	はみだし	

マーク記入上の注意事項

- このカードはコンピュータで処理しますので、試験官の指示どおり記入して下さい。
- カードは折ったり丸めたり汚したりしないで下さい。
- マークは鉛筆（HB）で、わく内に太く、強く記入し、消す場合は、あとが残らないようにきれいに消して下さい。

① 試験場所	青森 八戸 弘前 むつ
② 受験種別	大 中 準 普 大 大 普 大 中 普 大 けん 型 型 中 通 大 自 自 大 型 型 通 大 引 型 型 型 型 特 二 二 二 二 二 二 二
③ 受験者区分	教卒 一般 仮免
④ 教習所コード	拾 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 千 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 百 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 拾 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 千 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 百 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 拾 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
⑤ 受験番号	千万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 百万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 拾万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 千 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 百 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 拾 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
⑥ 整理番号	元 大正 昭和 平成 年 拾 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 月 万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 日 拾 0 1 拾 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 千 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 百 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 拾 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
⑦ 性別	男 女
⑧ 問題番号	拾 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

かきとり	解 答	1	正	誤	24	正	誤	47	正	誤	70	正	誤
		2			25			48			71		
		3			26			49			72		
		4			27			50			73		
		5			28			51			74		
		6			29			52			75		
		7			30			53			76		
		8			31			54			77		
		9			32			55			78		
		10			33			56			79		
		11			34			57			80		
		12			35			58			81		
		13			36			59			82		
		14			37			60			83		
		15			38			61			84		
		16			39			62			85		
		17			40			63			86		
		18			41			64			87		
		19			42			65			88		
		20			43			66			89		
		21			44			67			90		
		22			45			68					
		23			46			69					
欄		正	誤		正	誤		正	誤		正	誤	
	91-(1)			91-(2)			91-(3)						
	92-(1)			92-(2)			92-(3)						
	93-(1)			93-(2)			93-(3)						
	94-(1)			94-(2)			94-(3)						
95-(1)			95-(2)			95-(3)							

記入しないで下さい。 A B

答 案 用 紙

受験日	年 月 日
-----	-------

フリガナ	
氏 名	

マーク記入例			
良い例	悪い例		
	細い 短い ななめ		
	はみだし		

マーク記入上の注意事項

1. このカードはコンピュータで処理しますので、試験官の指示どおり記入して下さい。
2. カードは折ったり丸めたり汚したりしないで下さい。
3. マークは鉛筆（HB）で、わく内に太く、強く記入し、消す場合は、あとが残らないようにきれいに消して下さい。

① 試験場所	青森 八戸 弘前 むつ
② 受験種別	小 原 特 付
③ 受験者区分	一般
④ 教習所コード	
⑤ 受験番号	百 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 拾 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 千 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 百万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 拾万 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 千 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 百 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 拾 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 千 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
⑥ 整理番号	元 号 大正 昭和 平成 年 拾 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 百 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 月 拾 0 1 千 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 日 拾 0 1 2 3 百 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
⑦ 性 別	男 女
⑧ 問題番号	拾 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 百 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

かきとり	解 答 欄	正 誤	正 誤	正 誤	
		1 〇 〇	24 〇 〇		
		2 〇 〇	25 〇 〇		
		3 〇 〇	26 〇 〇		
		4 〇 〇	27 〇 〇		
		5 〇 〇	28 〇 〇		
		6 〇 〇	29 〇 〇		
		7 〇 〇	30 〇 〇		
		8 〇 〇	31 〇 〇		
		9 〇 〇	32 〇 〇		
		10 〇 〇	33 〇 〇		
		11 〇 〇	34 〇 〇		
		12 〇 〇	35 〇 〇		
		13 〇 〇	36 〇 〇		
		14 〇 〇	37 〇 〇		
		15 〇 〇	38 〇 〇		
		16 〇 〇	39 〇 〇		
		17 〇 〇	40 〇 〇		
		18 〇 〇	41 〇 〇		
		19 〇 〇	42 〇 〇		
		20 〇 〇	43 〇 〇		
		21 〇 〇	44 〇 〇		
		22 〇 〇	45 〇 〇		
		23 〇 〇	46 〇 〇		
	正 誤	正 誤	正 誤		
47-(1) 〇 〇	47-(2) 〇 〇	47-(3) 〇 〇			
48-(1) 〇 〇	48-(2) 〇 〇	48-(3) 〇 〇			

記入しないで下さい。 A B

運 転 免 許 試 験 成 績 表

青森県公安委員会

01 大型二種

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
大二							

02 中型二種

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
中二							

03 普通二種

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
普二							

04 大特二種

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
特二							

05 牽引二種

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
引二							

06 大型一種

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
大型							

07 中型一種

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
中型							

08 準中型一種

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
準中型							

09 普通一種

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
普通							

運 転 免 許 試 験 成 績 表

青森県公安委員会

10 大型特殊

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
大特							

11 牽 引

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
牽引							

12 大型二輪

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
大自二							

13 普通二輪

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
普自二							

14 小型特殊

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
小特							

15 原 付

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
原付							

16 大型仮免許

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
大仮							

17 中型仮免許

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
中仮							

18 準中型仮免許

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
準中仮							

運 転 免 許 試 験 成 績 表

青森県公安委員会

19 普通仮免許

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
普仮							

20 中型再試験

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
中型再							

21 準中型再試験

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
準中再							

22 普通再試験

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
普通再							

23 大型二輪再試験

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
大自再							

24 普通二輪再試験

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
普自再							

25 原付再試験

受験 番号	氏 名	学 科		適性 試験	技 能		合 否 決 定
		学免適用	合 否		技免適用	合 否	
原付再							

運 転 免 許 試 験 合 格 証 明 書		
免 許 種 類	免 許	
受 験 年 月 日	年 月 日	
受 験 番 号		
合 格 者 氏 名		
免 許 証 交 付 等	場 所	
	年 月 日	
	時 間	
青 森 県 公 安 委 員 会 印 (青森県警察本部交通部運転免許課) 青森市大字三内字丸山 198 - 4 TEL 0 1 7 (7 8 2) 0 0 8 1		

合格した日から 1 年を経過すると、合格が無効となります。

この合格証明書では運転できません。運転をすれば無免許運転となります。

注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 5 番とする。

月 日		免 許 種 類												限定解除審査	条 件 等		受 験 番 号	試 験 官					
		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特 引	牽 引	大 型 二 輪	普 通 二 輪	大 型 仮	中 型 仮	準 中 型 仮	普 通 仮		中 二	普 二	特 二	牽 二	A T	農 耕			
減点数		20												10						5			
減点項目																							
安全措置 運転姿勢														特別減点		措置		特別減点					
																(ドア・鏡・ギア・手B・B・A変速・機具・スタンド)四輪姿勢(席・正対・保持・腕・上体・足)							
発 進		逆行〔中〕												逆行〔小〕				Aむら(急発・ノック・空転)エンスト 発進手間どり					
速度維持														課題速度(区間・急停止)		課 題 外 速 度		指定時間過不足(台・連)					
合 図 安全確認														不確認(発進・後退・周囲・巻き込み・変更・交差点・後方・踏切・脇見・降車・振出)						発進合図(しない・続・もどし)		変更合図(しない・続・もどし・不適)右左折合図(しない・続・もどし・不適)	
制 動		速過ぎ〔大〕(速い・カーブ)												速過ぎ〔小〕(速い ・カーブ ・波)						エンブレ(坂)クリープ		エンブレ(断・前後)ブレーキ(構・断・待・支・不円滑)	
操 向		ふらつき〔大〕(S・半)												急ハンドル(急・バンク・接地)						切り返し			
														ふらつき〔小〕(S・半・バランス)						狭路切り返し			
														曲線バランス・屈折バランス						(曲線・屈折・方向変換・隘路・路端)			
車体感覚		側方間隔(移・可・不・前) 脱輪〔中〕・接触〔小〕																		停止位置 (線 ・ 前 ・ 後) 巻き込み (二輪 ・ 離)・脱輪〔小〕			
通行区分																				通行帯(右端・区分・線)			
進路変更														変更禁止 (みだり ・ 標示)						狭路変更(しない・離・遅・右振) 交差点変更(左しない・左遅・右振・二輪離・右しない・右遅・右離・左振)			
直 進 右左折等		徐行(右左折・優先路・広路・標識・見通・角・頂・坂) 進入禁止(交差・横歩・標示・黄信号)												安全速度・方向別通行 優先判断(左方・優先路・広路・右折・一停)						交差点内(左大回り・右斜・右外・標示)			
歩行者保護等														泥はね運転									
最高速度 踏切通過 駐 車 等		合図車妨害 速度超過												警音器 急ブレーキ 車間距離・警報						踏切内変速 駐車措置(手B・スイッチ・ギア・機具) 駐停車方法(離・平行)			
減点小計																							
採点結果		100 - () = () 合格 ・ 不合格 ・ 中止																					
試験中止		逆行〔大〕・発進不能(4回・信号・停止・発進)・到達不能・区間超過・暴走・転倒・通過不能(4回・台・連・波・狭)脱輪〔大〕・接触〔大〕・右側通行(区分・追越し・はみ禁・障害)・安全地帯等・後車妨害(妨害・時機)信号(赤出・黄出)・進行妨害(左方・優先路・広路・右折・一停)・横断等禁止・一時不停止・安全間隔(間隔・徐行)踏切不停止(手前・立入・内)・追越し・割込み・安全義務・減点超過・試験官補助(ブレーキ・ハンドル・指示・装置)・指示違反																					
備 考																							

技能試験成績表(路上)

月 日		免 許 種 類								受 験 番 号	試 験 官		
		大 二	中 二	普 二		大 型	中 型	準 中 型	普 通				
				MT	AT				MT	AT			
減点項目		20				10				5			
安全措置 運転姿勢						措置(帯)		特別減点		措置 (ドア・鏡・ギア・ 手B・B・A変速) 四輪姿勢 (席・正対・保持・ 腕・上体・足)		特別減点	
発 進		逆行〔中〕				逆行〔小〕		エンスト (路上) 発進手間どり (路上)				Aむら (急発・ノック・空転) エンスト(場内)	
速度維持								課 題 外 速 度					
合 図 安 全 確 認						不確認 (発進・後退・周囲・巻き込み・変更・ 交差点・環状交差点・後方・踏切・ 脇見・降車・振出)				発進合図 (しない・続・もどし) 変更合図 (しない・続・もどし・ 不適) 右左折合図 (しない・続・もどし・ 不適) 環状合図(しない・ 続・もどし・不適)			
制 動		速過ぎ〔大〕(速い・カーブ)				クリープ(路上) 速過ぎ〔小〕(速い・カーブ)				エンブレ(坂) クリープ(場内)		エンブレ(断・前後) ブレーキ(構・断・ 待・停車・不円滑)	
操 向						切り返し(路上) 急ハンドル ふらつき〔小〕(S・半)				切り返し(場内)			
車体感覚		側方間隔(移・可・不・前) 脱輪〔中〕 接触〔小〕				巻き込み(二輪・離) 脱輪〔小〕(路上)				停止位置(線・前・後) 脱輪〔小〕(場内)			
通行区分		路側帯				通行帯(右端・区分・線・低速) 追いつかれ(増速・避譲) バス等優先(入・出) 軌道敷内(通・内)							
進路変更		変更禁止(みだり・標示)				交差点変更 (左しない・左遅・右振・右しない・ 右遅・右離・左振)							
直 進 右 左 折 等		徐行(電車・右左折・環状・優先路・ 広路・標識・見通・角・頂・坂) 方向別通行 進入禁止(交差・横歩・標示・黄信 号) 優先判断(左方・優先路・広路・右 折・環状・一停)				安全速度 課題不履行(指・直・転)				交差点内 (左大回・右斜・右外・標示・環状・ 環状標示)			
歩行者保護等		横断者保護(直前速度・追抜・安地)				泥はね運転							
最高速度 踏切通過 駐車等		緊急車妨害 合図車妨害(進路・バス) 速度超過・駐停車違反				警音器・急ブレーキ・車間距離 駐停車方法(離・路側帯・平行) 安全意識・警報 駐車違反				踏切内変速 駐車措置(手B・スイッチ・ギア)			
減点小計													
採点結果		100 ― () = () 合格 ・ 不合格 ・ 中止											
試験中止		逆行〔大〕・発進不能(4回・信号・停止・発進)・暴走・ふらつき大(S・半)・通過不能(4回・路上) 脱輪〔大〕・接触〔大〕・右側通行(区分・追越し・はみ禁・障害)・安全地帯等・後車妨害(妨害・時機) 信号(赤出・黄出)・進行妨害(左方・優先路・広路・右折・環状・一停)・横断等禁止(妨害・標識)・一時不停止 歩行者保護(歩道・妨害・乗客・進路・停車・横断・身・老・園バス)・安全間隔(間隔・徐行) 踏 切 不 停 止 (手 前 ・ 立 入 ・ 内) ・ 追 越 し ・ 割 込 み ・ 安 全 義 務 通 行 禁 止 ・ 減 点 超 過 ・ 試 験 官 補 助 (プ レ ー キ ・ ハ ン ド ル ・ 指 示 ・ 装 置) ・ 指 示 違 反											
備 考													

年 月 日

運転免許課長 殿

運転免許課 試験・教習所係

技能試験採点結果報告書

本日 試験場において実施した技能試験採点結果は、次のとおりであるから
技能試験成績表を添付の上報告する。

区 分 免許別		受 験 者		合 格 者		合 格 率 (%)	
		試 験	審 査	試 験	審 査	試 験	審 査
第二種免許	大 型						
	中 型						
	普 通						
	大型特殊						
	けん引						
第一種免許	大 型						
	中 型						
	準 中 型						
	普 通						
	大型特殊						
	けん引						
	大型二輪						
	普通二輪						
	小型特殊						
仮免許	原 付						
	大 型						
	中 型						
	準 中 型						
再試験	普 通						
	準 中 型						
	普 通						
	大型二輪						
	普通二輪						
合 計	原 付						

自動車運転免許試験実施指定書	
免許種類(受験番号)	()
受 験 年 月 日	年 月 日
受 験 し た 試 験 場	試 験 場
受 験 者 氏 名	
指 定 試 験 種 類	
指 定 試 験 実 施 日	年 月 日
上記のとおり、自動車運転免許試験の試験実施日を指定する。 年 月 日 青 森 県 公 安 委 員 会 印	

自動車運転免許試験実施指定書	
免許種類(受験番号)	()
受 験 年 月 日	年 月 日
受 験 し た 試 験 場	試 験 場
受 験 者 氏 名	
指 定 試 験 種 類	
指 定 試 験 実 施 日	年 月 日
上記のとおり、自動車運転免許試験の試験実施日を指定する。 年 月 日 青 森 県 公 安 委 員 会 印	

注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 横とする。

1 受験の際は、次のものを用意してください。

(1) この実施指定書

(2) 受験票

(3) 仮免許証

(4) 免許証 (免許証がない方は、本籍が記載された住民票)

(5) マイナ免許証 (特定情報記録個人カード)

※特定免許情報が記録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)をお持ちの方は、必ず用意する必要があります。

(6) マイナンバーカード

※今後、マイナンバーカードに特定免許情報の記録又は削除を希望する方

(7) 路上練習申告書

(8) 取得時講習終了書 (講習受講済の方)

2 やむを得ない理由により、指定試験実施日に受験できなくなった場合は、青森県警察本部交通部運転免許課試験・教習所係 (TEL 017-782-0081) に連絡してください。

年 月 日									
運転免許課長 殿									
運転免許課 試験・教習所係									
運転免許試験実施結果報告書									
本日 試験場において実施した運転免許試験実施結果は、次のとおりであるから 運転免許試験成績表を添付の上報告する。									
		運 転 免 許 証 交 付 日			年 月 日				
区 分 免許別		受 験 者		合 格 者		合 格 率 (%)			
		試 験	審 査	試 験	審 査	試 験	審 査		
第二種免許	大 型								
	中 型								
	普 通								
	大型特殊								
	けん引								
第一種免許	大 型								
	中 型								
	準 中 型								
	普 通								
	大型特殊								
	けん引								
	大型二輪								
	普通二輪								
	小型特殊								
	原 付								
仮免許	大 型								
	中 型								
	準 中 型								
	普 通								
再試験	準 中 型								
	普 通								
	大型二輪								
	普通二輪								
	原 付								
合 計									
指定書所持		件数		()	指定書発行		件数	()	